

毎週火、金、日行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 鳥取県地方労働委員会使用者委員及び労働者委員候補者推せん要領
争議行為の実施の公表
- 昭和三十七年度第三次二等陸士等の募集期間
梅毒反応検査料の減額
乳牛の結核病等検査の実施
牛の結核病等検査の実施

告示

鳥取県告示第四百七十七号

労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）

第二十一条第一項に規定する候補者の推せんに関し、第十七期鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者推せん要領を次のとおり定める。

昭和三十七年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第十七期鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者推せん要領

一 推せんする者の資格

イ 労働者を代表する委員の候補者を推せんする資格を有する者は、鳥取県の区域のみに組織を有し、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の規定に適合する労働組合であること。

ロ 使用者を代表する委員の候補者を推せんする資格を有する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことをおもな目的としているか又はその業務の主要な部分としている使用者団体であること。

二 推せんされる者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、ともに労働組合法第十九条第八項の欠格条項に該当しない者であること。

三 推せん手続

(一) 労働組合は、推せん書(別紙(一))に次の書類を添えて、所定の期間内に所轄労政事務所長を経由し知事に提出すること。

- イ 労働組合資格審査申請書(別紙(二))
- ロ 組合規約
- ハ 労働協約
- ニ その他資格立証に必要とする資料

(現在立証のため労働委員会に手続中のものは、労働組合資格審査申請書の備考欄に付記すること。)

(二) 使用者団体は、推せん書を所定の期間内に所轄労政事務所長を経由して、知事に提出すること。推せんすることができる候補者の数別に制限はないが、二人以上の場合、順位を付すること。

五 推せん期間

昭和三十七年八月三十一日から

昭和三十七年十月一日まで

別紙(一)

昭和 年 月 日

所在地

労働組合名又は使用者団体の名称

鳥取県知事 石破二朗 殿

推せん書

労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条の規定により鳥取県地方労働委員会の労働者(使用者)委員候補者として次の者を推せんします。

氏名	生年月日	現住所	労働者 所属組合 及労働者 使用地位 所属会社 事業場及 地位	労働者 所属組合 及労働者 使用地位 所属職 場名及 経歴	歴 備 考

(注) 経歴欄には、年月日順に学歴、職歴、組合歴等できるだけ詳細に記入すること。

別紙(二)

労働組合資格審査申請書

昭和 年 月 日

所在地

労働組合名及び代表者氏名

鳥取県地方労働委員会

会長 下田三子夫 殿

鳥取県地方労働委員会労働委員候補者の推せん手続に参与したいので、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第五条第一項の規定により資格を審査して下さるよう左記書類を添えて申請します。

記

- 一 労働組合規約
- 二 労働協約
- 三 その他

鳥取県告示第四百七十八号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三

十七条の規定に基づき、米子地区一般労働組合副委員長、齊木良逸から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十七年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件 ① 安達幸雄 解雇撤回に関する件

② 泉 亮 職場復帰に関する件

③ 藤原 勝 本雇資格に関する件

二 日時 昭和三十七年九月二日午前八時以降本問題の完全解決に至るまでの期間

三 場所 因伯通運株式会社米子支店に勤務する組合員の所属する全職場又はその一部

四 概要 ストライキを含む一切の争議行為の一部又は全部を実施する。

鳥取県告示第四百七十九号

防のため

- 一 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 二 実施の対象とれる家畜の種類及び範囲
結核病、ブルセラ病
- 三 牛。搾乳の用に供し又供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし生後六ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く
- 四 肝てつ
- 五 牛。ただし生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く
- 六 実施の期日 別表のとおり
- 七 注射、検査及び駆除の方法
- 八 結核病検査……ツベルクリン皮内反応
- 九 ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び菌療法
- 十 肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査
- 十一 肝てつ駆除……ピチノール製剤投与

昭和四年四月、日第三種郵便物認可 発行日 火 金

別表 (一) 結核病及びブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
九月 七日	日野郡日野町 根雨地区	根雨、板井原、家畜検診場
〃 十一日	〃 〃 〃 日野地区	舟場、下榎
〃 二十一日	〃 〃 〃 溝口地区	金屋谷、岩立
(二) 肝てつ検査及び駆除		
実施期日	実施区域	実施場所
九月 十日	日野郡日野町根雨地区	根雨、板井原、家畜検診場
〃 十四日	〃 〃 〃 日野地区	舟場、下榎
〃 二十四日	〃 〃 〃 溝口町溝口地区	金屋谷、岩立

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目 印刷者 鳥取県鳥取市栗谷町 印刷所 鳥取県印刷所 [定 一部月極二五〇円(配達料共)]